

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項(第8条の2及び第8条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する基礎在職期間をいう。第13条及び第17条を除き、以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第15条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第48条第3号の規定による停職、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)第3条第1項の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)、同規則第14条の2第1項の規定による育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))又は国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程(平成20年達示第77号)第2条第4項の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。))により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうちその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分(以下「教職員の区分」という。)が同一である休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等(就業規則第15条第1項第4号の規定による専従休職(以下「専従休職」という。))をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。))をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあつては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の休職月等)、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては、当該休職月等を除く。)ごとに当該各月に教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項(第8条の2及び第8条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する基礎在職期間をいう。第13条及び第17条を除き、以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第15条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第48条第3号の規定による停職、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)第3条第1項の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)、同規則第14条の2第1項の規定による育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))、<u>国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程(平成20年達示第77号)第2条第4項の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。))又は国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程(平成27年達示第24号)第2条第3項の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。))</u>により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうちその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分(以下「教職員の区分」という。)が同一である休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等(就業規則第15条第1項第4号の規定による専従休職(以下「専従休職」という。))をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。))をした期間、<u>配偶者同行休業をした期間</u>又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあつては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の休職月等)、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては、当該休職月等を除く。)ごとに当該各月に教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 第1号区分 <u>79,200円</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>62,500円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>54,150円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>50,000円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>45,850円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>41,700円</u></p> <p>(7) 第7号区分 <u>33,350円</u></p> <p>(8) 第8号区分 <u>25,000円</u></p> <p>(9) 第9号区分 <u>20,850円</u></p> <p>(10) 第10号区分 <u>16,700円</u></p> <p>(11) 第11号区分 0</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>退職した者(第8条の3第1項の規定に該当するもの(役員等から引き続き教職員となった場合を除く。))を除く。次号及び第3号において同じ。)</u>のうち年俸制教員退職者及び自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる教職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる教職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち年俸制教員退職者及び自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>前号</u>の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち年俸制教員退職者及び自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 年俸制教員退職者及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1号</u>の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 年俸制教員退職者及び自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。ただし、年俸制教員給与規程の適用を受けていた期間及び第5項に規定する法人等に使用される者又は第9条第1項に規定する国家公務員等としての在職期間において年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けていた在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期</p>	<p>60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>95,400円</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>78,750円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>70,400円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>65,000円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>59,550円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>54,150円</u></p> <p>(7) 第7号区分 <u>43,350円</u></p> <p>(8) 第8号区分 <u>32,500円</u></p> <p>(9) 第9号区分 <u>27,100円</u></p> <p>(10) 第10号区分 <u>21,700円</u></p> <p>(11) 第11号区分 0</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>(1) 退職した者のうち年俸制教員退職者及び自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>第1項</u>の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 年俸制教員退職者及び自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1項</u>の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) (同左)</p> <p>5 (同左)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 } (同左)</p>

改 正 前			改 正 後		
<p>間には含まないものとする。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。</p> <p>3 教職員が退職し又は解雇された場合（第2条第1号から第3号に該当する場合又は就業規則第48条第5号の規定により懲戒解雇された場合を除く。）において、その者が退職若しくは解雇の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したもののみとする。</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。</p> <p>5～7 （略） （63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例）</p> <p>第8条の2 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された教職員（教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。）に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>2</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、<u>配偶者同行休業をした期間</u>又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。</p> <p>5～7 (同 左) （63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例）</p> <p>第8条の2 (同 左)</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(同 左)		
第8条第4項	前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数）を前3項の規定により計算した 在職期間から 除算する。	次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した 在職期間から 除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数）を前3項の規定により計算した 在職期間から 除算する。	第8条第4項	前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、 <u>配偶者同行休業をした期間</u> 又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数）を前3項の規定により計算した 在職期間から 除算する。	次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した 在職期間から 除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数）を前3項の規定により計算した 在職期間から 除算する。

改 正 前		改 正 後	
1)に相当する月数 (専従休職をした 期間、自己啓発等休 業(教職員としての 職務に特に有用で あると認められる ものを除く。)をし た期間又は就業規 則第16条第1項 の規定による休職 期間(同条第2項の 規定により休職期 間を通算する場合 にあっては、通算さ れた休職の期間)が 3年を超える場合 は、3年を超える日 以後の期間の月数) を前3項の規定に より計算した在職 期間から除算する。	が1歳に達した日の 属する月までの期間 に限る。)又は育児 短時間勤務をした期 間については、3分 の1)に相当する月 数(専従休職をした 期間、自己啓発等休 業(教職員としての 職務に特に有用であ ると認められるもの を除く。)をした期 間又は就業規則第 16条第1項の規定 による休職期間(同 条第2項の規定によ り休職期間を通算す る場合にあっては、 通算された休職の期 間)が3年を超える 場合は、3年を超 える日以後の期間の月 数)	1)に相当する月数 (専従休職をした 期間、自己啓発等休 業(教職員としての 職務に特に有用で あると認められる ものを除く。)をし た期間、 <u>配偶者同行 休業をした期間</u> 又 は就業規則第16 条第1項の規定に よる休職期間(同条 第2項の規定によ り休職期間を通算 する場合にあって は、通算された休職 の期間)が3年を超 える場合は、3年を 超える日以後の期 間の月数)を前3項 の規定により計算 した在職期間から 除算する。	が1歳に達した日の 属する月までの期間 に限る。)又は育児 短時間勤務をした期 間については、3分 の1)に相当する月 数(専従休職をした 期間、自己啓発等休 業(教職員としての 職務に特に有用であ ると認められるもの を除く。)をした期 間、 <u>配偶者同行休業 をした期間</u> 又は就業 規則第16条第1項 の規定による休職期 間(同条第2項の規 定により休職期間を 通算する場合にあっ ては、通算された休 職の期間)が3年を 超える日以後の期 間の月数)
(略)		(同 左)	

第8条の3 役員等若しくは法人等に使用される者が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日の翌日以後に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合(当該法人等、国若しくは同条第1項に規定する特定独立行政法人から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定に該当する場合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える 規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
	(略)	

第8条の3 (同 左)

読み替える 規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
	(同 左)	

改 正 前			改 正 後		
第8条第4項	前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数）を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。	次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数） (2)(3) (略)	第8条第4項	前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、 <u>配偶者同行休業をした期間</u> 又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数）を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。	次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1）に相当する月数（専従休職をした期間、自己啓発等休業（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）をした期間、 <u>配偶者同行休業をした期間</u> 又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間（同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間）が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数） (2)(3) (同 左)
	(略)			(同 左)	

2 法人等に使用される者（その者の職に係る平成16年3月31日における定年年齢が満63歳である法人等に使用されるものに限る。）が63歳年度末日の翌日以後に引き続き教職員となり、又は国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年により退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2項の規定に該当して引き続き教職員となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に規定する特定独立行政法人からこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合及び63歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制教員給

2 (同 左)

改 正 前			改 正 後		
与規程に相当する規程等の適用を受けている場合を除く。)におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。					
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)			(同 左)	
第8条第4項	前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。)をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。	次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。)をした期間又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数) (2)(3) (略)	第8条第4項	前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。)をした期間、 <u>配偶者同行休業をした期間</u> 又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数)を前3項の規定により計算した	次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。 (1) 前3項の規定による在職期間のうち、63歳年度末日以前の期間において休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児短時間勤務をした期間については、3分の1)に相当する月数(専従休職をした期間、自己啓発等休業(教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。)をした期間、 <u>配偶者同行休業をした期間</u> 又は就業規則第16条第1項の規定による休職期間(同条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間)が3年を超える場合は、3年を超える日以後の期間の月数) (2)(3) (同 左)
	(略)			(同 左)	
(後 略)			附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。		